

# 平成18年 (特 サ) 第●●●●号訴訟決定通達書

## 決定

当、訴訟執行事務局は、本件訴訟委員会の構成員である民事訴訟委員の意見を聴き、特定債務等の促進のための特定訴訟に関する、法律35条、36条、民事訴訟法15条により、次のとおり特定訴訟を決定する。

## 記

- 1、消費料金について、契約運営会社から 未だ料金未納な状態とし民事訴訟を行うものとする。
- 2、連絡なき場合は、指定裁判所に出廷となり、原告側の主張が全面的に受理され、被告の個人資産（給料、動産物、不動産）の差し押さえを裁判所執行官立会いのもとでの強制執行手続きを行い執行証書の交付を承認するものとする。
- 3、本件の異議申立ては、本通達後3営業日以内とし、督促異議を申し立てないときは、原告の申立てによって執行の宣言をする。

※尚、当事務局は、原告側からの訴訟決定通達後に、正当性を確認する機関であり、当事務局が貴殿に対し訴訟を提起しているものではない事を予めご了承下さい。

異議申立て、訴訟告知、のご相談に関しては、当事務局にて受け賜りますが裁判所通達の為、必ずご本人様からの連絡をお願いします。

〒103-0037

東京都中央区日本橋本町6-9-47

訴訟執行事務局

TEL03-5241-3981

平日9時～5時

尚、万が一身に覚えが無き場合は、早急にご連絡下さい。